

- 昨年3月に公布・施行された土地の適正な「利用」「管理」の確保の必要性等を明確化した改正土地基本法の内容を踏まえ、今後は、関係省庁と連携の上、民法・不動産登記法等の改正も踏まえ、所有者不明土地等対策に資する具体的施策を着実に展開していく。

所有者不明土地等対策の推進

- 本関係閣僚会議の基本方針(令和2年7月)・工程表等に基づき、所有者不明土地特措法の施行後3年経過の見直しに向け、
 - ・所有者不明土地の円滑な利活用と、管理の確保を図るための仕組みの拡充
 - ・所有者不明土地の発生予防等の観点から重要となる、管理不全土地・低未利用土地の利活用・管理を図るための仕組み等を検討し、本年12月頃を目途にとりまとめ、令和4年に必要な制度見直しを実施
- 土地基本方針は、関係省庁の施策の進捗や、特措法の見直しに向けた検討等を踏まえ、本年5月頃に見直し。

平成30年6月 所有者不明土地特措法制定（令和元年6月全面施行）

令和2年3月 土地基本法改正

令和2年5月 土地基本方針の策定（閣議決定）

令和2年10月
～令和3年末
国土審議会における調査審議等

民事基本法制の見直し

令和3年5月頃 土地基本方針の改定（閣議決定）

令和4年 所有者不明土地特措法施行3年経過の見直し

主な検討事項(素案)

1. 所有者不明土地の円滑な利活用を図るための仕組みの拡充

- 地域福利増進事業(※)のモデル調査により得られた、地域における新たな土地の利用・管理のニーズを踏まえた事業の拡充 等 (※)知事の裁定による使用権の設定により所有者不明土地を公共的な事業のために活用可能とする制度
 - ・地域の防災・減災に資する備蓄倉庫等の防災関連施設の整備事業の追加
 - ・その他地域の福利の増進に資する事業の追加 (例:再生可能エネルギーの地産地消等に資する施設の整備事業) 等

2. 管理不全土地の適正管理を図るための仕組み

- 空き地条例等の管理不全土地対策に関する調査により得られた、管理不全土地への実効性のある行政的措置(指導、勧告、命令、代執行等)を可能とする環境整備への市町村のニーズを踏まえた仕組みの創設 等

3. 低未利用土地の円滑な利活用を図るための仕組み

- 低未利用土地対策に関する地域のモデル事業を通じて得られた、低未利用土地の利用ニーズのマッチング等を促進する法人や協議会(ランドバンク)に関する地域のニーズを踏まえた制度の創設 等
 - (※) 事業主体の公的信用力の必要性、土地の利活用情報に精通する主体の参画の必要性等の課題を踏まえて検討

4. 民法等の改正内容を踏まえた所有者不明土地等に対する行政の関与の仕組み

- 所有者不明土地、管理不全土地に対する行政の関与を確保する観点からの、民法等の改正内容を踏まえたさらなる所要の仕組みの創設 等
 - (※) 今般の民法等改正法案により創設される所有者不明土地管理命令制度について、地方公共団体等による活用を可能とする特例制度については、同法案によって改正される予定の所有者不明土地特措法において、先行的に措置

所有者不明土地等問題 対策推進の工程表

(R3.2.24)第7回所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定

